

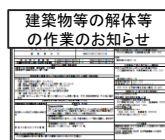
解体・改修工事（リフォーム含む）について 資格者による事前調査・事前調査結果報告 などが必要です！

事前調査等の義務があります 【すべての解体・改修工事】

- 施工業者には、**工事の規模、請負金額にかかわらず**、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、法令に基づく**石綿（アスベスト）の使用の有無の事前調査等（事前調査・事前調査で含有有無不明時の分析調査）の義務**があります。
- **事前調査・分析調査について、表のとおり資格者による実施が義務となります。**



※ 対象物により資格要件は異なります。
※ 左表に記載の資格以外にも、要件を満たす資格があります。



調査対象物	事前調査	分析調査
建築物（建築物に設ける建築設備を含む）	令和5年10月1日以降着工の工事から、「建築物石綿含有調査者」など	令和5年10月1日以降着工の工事から、「厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者」など
工作物	一部の工作物について、令和8年1月1日以降着工の工事から、「工作物石綿事前調査者」など	
船舶（鋼製のものに限る）	令和5年10月1日以降着工の工事から、「船舶石綿含有資材調査者」	

- **石綿の有無にかかわらず、一定事項を見やすい場所に掲示する義務があります。** また、**石綿有りの場合は記録の写しを作業場に備え付ける義務があります。**

調査結果の報告義務があります 【一定規模以上の工事】

- **石綿の有無にかかわらず、一定規模以上の工事では、元請事業者等による労働基準監督署（労働安全衛生法・石綿障害予防規則を所管）への調査結果の報告が必要です。** また、**自治体（大気汚染防止法の所管部署）にも同様のお届けが必要です。**

調査対象物	工事の種類	報告対象となる工事
建築物（建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
工作物	解体・改修(※2)	特定の工作物(※3)のうち請負金額が税込100万円以上
船舶	解体・改修	総トン数が20トン以上（鋼製のものに限る）

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって、既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・遮音壁、軽量盛土保護パネル、トンネルの天井板、
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（令和5年10月1日から追加）



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp> ……



※ システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。

gビズIDの発行手続きは→ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿ばく露防止対策の詳細については「石綿総合情報ポータルサイト」をご参照ください。
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

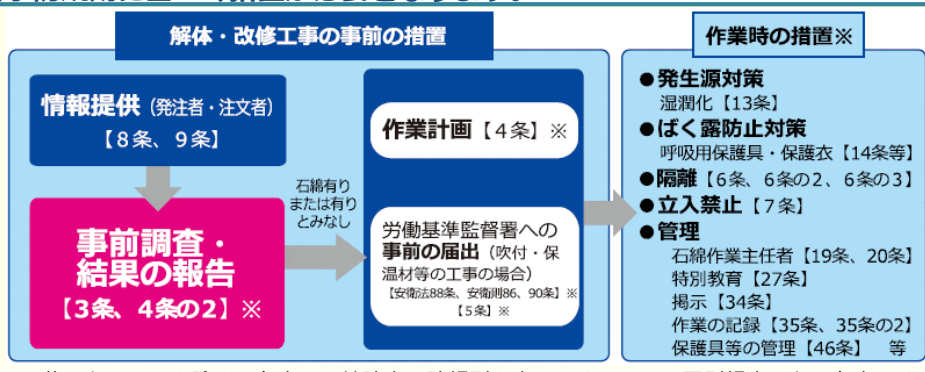
法令改正内容、解体・改修工事や石綿の分析のマニュアル、講習機関等の情報を掲載しています。

事前調査等の結果を踏まえた工事実施 【すべての解体・改修工事】

- 事前調査等の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、石綿の除去等について労働安全衛生法・石綿障害予防規則に基づく措置が必要となります。

○ 石綿障害予防規則の規制概要

- このほか、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等に基づく措置も必要です。
- 適正な石綿飛散止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査等は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のある条文です。

- 石綿の有無にかかわらず、解体・改修工事では以下のような措置が必要になることがあります。
 - 高所作業では、足場等による作業床の設置、開口部や作業床の端部への手すり等の設置、手すり等を設けることが困難な箇所等での要求性能墜落制止用器具の使用（原則フルハーネス型）等の措置が必要です。
作業内容や足場の高さによっては、足場の組立て等作業主任者の選任、足場の組立て等特別教育の実施、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育の実施等も必要となります。
 - 解体・改修する構造・部材によっては、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」「木造建築物の組立て等作業主任者」などの作業主任者の選任も必要となります。
 - 飛散防止剤などに含まれる有機溶剤等の含有比によっては、有機溶剤作業主任者の選任、有機溶剤健診の実施・記録（実施後5年間保存）・報告等も必要となります。

健康管理・記録保存など 【すべての解体・改修工事】

- 一般の健康診断の実施のほか、石綿を取り扱う業務に常時従事する労働者・常時従事させたことがある労働者に対して6か月以内ごとに石綿健康診断を実施し、石綿健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出する義務があります。

- 石綿の有無にかかわらず、以下の例のような粉じん作業では、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等の措置及び毎年のじん肺健康管理実施状況報告の提出などが必要です。

- 岩石・鉱物を裁断・彫りまたは仕上げする場所における作業（石膏ボード・サイディングの切断など）
- 鉱物等を、動力で破碎・粉砕する場所における作業（コンクリートはつり、ガラ・石膏ボードの破碎など）
- 耐火物を用いた窯、炉等の解体・破碎
- 屋内・坑内またはタンク・船舶・管・車両等の内部で金属を溶断する作業（鉄骨・下地材の溶断など）
- 金属をアーク溶接する作業

※ アーク溶接では、作業員へのアーク溶接特別教育、特定化学物質作業主任者の選任、溶接ヒュームに関する特定化学物質健診の実施・記録（実施後5年間保存）・報告等も必要です。

- 石綿製品を切断・研磨・仕上げまたは包装する場所における作業
- 以下のとおり、記録類の作成、保存が必要となります。（★は石綿の有無にかかわらず義務）

記録の種類	保存期間	
事前調査・分析調査記録★	3年間 ※ 労働安全衛生法は調査実施から、大気汚染防止法は工事完了から	
作業計画による作業記録	作業終了日から3年間 ※ 写真その他、計画に基づく実施を確認できる方法	
労働者ごとの作業記録	労働者が全現場通じ石綿作業に従事しなくなってから40年間 ※ 「事前調査・分析調査結果」の概要、「作業計画による作業記録」の概要含む	
健康診断記録	一般の健康診断★	実施後5年
	石綿健康診断	労働者が全現場通じ石綿作業に従事しなくなってから40年間
	じん肺健康診断★	実施後7年



厚生労働省「安全・衛生」のページでは、法令改正等の内容や各種安全衛生対策の閲覧、様式・リーフレットの入手等を行うことができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/azen/



職場のあんぜんサイト



厚生労働省「職場のあんぜんサイト」では、動画教材の視聴、リーフレットの入手、災害事例や災害統計の閲覧等を行うことができます。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>